

桐生市犯罪被害者等支援条例（案）の 意見提出手続（パブリックコメント）を実施します

桐生市の犯罪被害者等の支援に関する取り組みの方向性などを示す「桐生市犯罪被害者等支援条例（案）」について、市民の皆様からのご意見を募集します。

- 期間 令和5年11月20日（月）～12月19日（火）
- 配布場所 ・桐生市役所2階地域づくり課・2階市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格 ・市内に住所を有する個人
・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
・市内の事務所又は事業所に勤務する人
・市内の学校に在学する人
・この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体

■提出方法

住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接提出・・・桐生市役所2階地域づくり課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
- (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所地域づくり課あて
- (3) ファクシミリ・・・0277-48-9009
- (4) 電子メール・・・chiikizukuri@city.kiryu.lg.jp

※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。

■内容

犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び施策の基本となる事項等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて桐生市犯罪被害者等支援条例（案）を作成したので、市民の意見を募集するもの。

※詳しくは、桐生市ホームページ

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/sanka/publiccomment/>をご覧ください



【問い合わせ】

市民生活部地域づくり課
女性活躍・多文化共生担当
担当 尾池
TEL 0277-46-1111（内線317）